

重 要 事 項 説 明 書

(グループホームライフケア黒森)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所番号 0690800297)

当事業所は利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果『要介護』と認定された方が対象となります。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 正覚会
- (2) 法人所在地 山形県酒田市黒森字葭葉山54番10
- (3) 電話番号 0234-92-3355
- (4) 代表者氏名 理事長 池田 美千代
- (5) 設立年月日 平成10年8月21日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 認知症対応型共同生活介護事業
平成26年3月31日指定 山形県0690800297号
- (2) 事業所の目的 家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 グループホームライフケア黒森
- (4) 事業所の所在地 山形県酒田市黒森字葭葉山54-10
- (5) 電話番号 0234-92-3372
ファクシミリ番号 0234-92-3436
- (6) 管理者 氏名 上林 淳
- (7) 当事業所の運営方針
認知症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で、心身の特性に留意して、認知症状の緩和や悪化防止を図り、尊厳ある日常生活を営むことが出来るように、入浴、食事、排泄等の日常生活場面での世話や共同生活を送るための必要な援助を行います。
- (8) 開設年月日 平成26年4月1日
- (9) 通常の事業の実施区域 酒田市
- (10) 営業日 年中無休
- (11) 入所定員 9名

3 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<職員配置指定基準及び勤務体制>

職種	員数（常勤）		職務の内容
	専従	兼務	
管理者		1	・従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理
介護計画作成担当者		1	・利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて具体的なサービス内容を記載した介護計画の作成・運用・管理
介護職員	6以上		日常生活の介護等
看護職員	1以上		健康チェック等の医務業務、緊急時の対応、かかりつけ医への連絡等の業務

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

次のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付され、具体的にそれぞれのような頻度、内容で行うかについては、利用者と協議の上、認知症対応型共同生活介護計画に定めます。

<基本介護サービス>

事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食 事

- ・栄養並びに契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の残存能力を考慮して自立支援のため、食事作りに加わって戴く機会を多く持ちます。

② 入 浴

- ・週 2 回の入浴または清拭を行います。

③ 排せつ

- ・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うと共に、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の心身等の回復を図る生活リハビリを中心に機能訓練活動を行います。

⑤ 健康管理

- ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。

⑥ 相談及び援助

- ・当事業所は利用者及びその家族からの相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。

＜サービス利用料金＞

利用料金は、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金（介護保険給付額）の１割又は２割をお支払いいただきます。

※一定以上の所得がある方は、平成30年8月より自己負担が3割になる場合があります。

尚、負担割合については保険者（住所地の市町村）が調査をし、利用者負担割合を決定します。

- ① 利用者に提供する食材費、家賃、光熱水費、おむつ代等の消耗品は別途いただきます。
- ② 介護保険からの給付額に変更があった場合、別紙利用料金表を差し替えるとともに変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※基本サービスの利用料金と主な加算料金については別紙の利用料金表を確認ください。

介護保険法の改正等により利用料金等の変更があった場合は、別紙の差し替えをもって、承諾するものとします。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

次のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要＞

① 食事の提供（食費）

利用者に提供する食事に要する費用です。

② 宿泊に要する費用（家賃）

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

③ 光熱水費

利用者に係る電気料、水道代等に要する費用です。

④ 排せつ用品の提供（おむつ代）

利用者に提供するおむつ・尿とりパッド等にかかる費用です。

⑤ くもん学習療法（利用者の希望により実施します）

利用者の認知症を伴うコミュニケーション能力や身辺自立の改善を目的とした療法です。

⑥ レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑦ その他

上記の他、日常生活上必要なものであって、利用者に負担していただくことが適当と認められるものについては、実費用等を負担していただくことがあります。

（３）利用料金のお支払い方法

利用した月の月末にしめ、翌月１５日までに当月の利用料金の合計額を記した請求書を発送します。お支払い方法は口座振替となります。

(4) 入院に係る取り扱い

利用者が病院等に入院した場合はサービスを一旦中止した翌日から介護サービス（介護保険負担分）は算定されません。

※家賃等、居室に係る料金については入院中も費用がかかります。

※一月に6日を限度として1日246単位を算定。ただし入院初日及び最終日は算定されません。

(5) 認知症対応型共同生活介護計画について

認知症対応型共同生活介護は、契約者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、日常生活を送ることが出来るように支援するものです。

事業者は、契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、契約者と協議の上で認知症対応型共同生活介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果は書面に記載して契約者に説明の上交付します。

5 緊急時における対応

サービス提供中に利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置をし、必要があれば協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

協力医療機関

医療機関の名称	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院
所在地	山形県酒田市あきほ町30
電話番号	0234-26-2001
契約の概要	当法人と酒田市病院機構は、利用者に病状の急変があった場合、日本海総合病院において医師の診断を受け、入院の必要があると認められた場合は、入院治療を行うものとする。

6 事故発生時の対応

サービス提供中に事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生については、利用者の故意又は過失が認められた場合にはこの限りではありません。

7 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

8 個人情報利用目的

- (1) 事業所内部での利用目的
 - ① 事業所が利用者等に提供する介護サービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ 介護サービスの利用にかかる事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退居等の管理・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
- (2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者の診療等に当たり、外部医師の意見・助言を求める場合
 - ・医療機関との連携
 - ・その他の業務委託
 - ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出、照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は資料提出等
- (3) 事業所内部での利用に係る利用目的
 - ① 事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・事業所等において行われる学生等の実習への協力、事例研究等
- (4) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ① 事業所の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

9 衛生管理

利用者の使用する施設、設備、器具及び飲料水については衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

10 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

担当者	管理者
ご利用時間	毎日 午前8：30～午後5時30分
ご利用方法	電話 0234-92-3372

(2) 行政機関その他苦情受付機関

酒田市健康福祉部高齢者支援課	所在地 酒田市本町二丁目2番45号 電話番号 26-5732 FAX 26-5796 受付時間 8時30分～17時00分
----------------	---

山形県国民健康保険団体連合会	所在地 寒河江市大字寒河江字久保6 電話番号 0237-87-8006
山形県社会福祉協議会 (山形県福祉サービス運営適正化委員会)	所在地 山形市小白川町2丁目3-31 電話番号 023-626-1755 FAX 023-626-1770

11 非常災害時の対応

非常災害時には別途定める「グループホームライフケア黒森消防計画」に則り対応を行います。
また、年2回以上の夜間及び昼間を想定した防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。

12 運営推進会議の設置

当事業所では、地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は地域包括支援センター職員、
認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

13 サービス利用にあたっての留意事項

- ・事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

私は、本書面に基づいて当事業所の職員から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者	住 所	〒
	電 話 番 号	
	氏 名	代筆者 (続柄) 印
代理人等	住 所	〒
	電 話 番 号	
	氏 名	(続柄) 印

この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する第9条の既定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。